

## 物件説明書

登録事項等証明書に記載内容（発行日：令和4年11月30日）

1	自動車登録番号	岡山000る 210
2	初度登録年月	平成16年11月
3	自動車の種別	大型特殊
4	用途	—
5	自家用事業用別	自家用
6	車体の形状	ショベル・ローダ
7	車名	コマツ
8	型式	SB-WA053
9	乗車定員	1人
10	車両重量	5240kg〔5790〕
11	車両総重量	5295kg〔5845〕
12	車台番号	WA053-12085
13	原動機の型式	4D95L
14	長さ	542cm〔592〕
15	幅	198cm〔305〕
16	高さ	311cm〔311〕
17	総排気量	3.26リットル
18	燃料の種別	軽油
19	前前軸重	3350kg
20	後後軸重	2440kg
21	自動車検査証有効期限	有効期限切れ
22	付属装置	スノープラウ（バケットあり）
23	ミッション	油圧方式
24	駆動方式	四輪駆動
25	ハンドル	中央
26	定期点検記録簿	あり
27	車体の色	黄色
28	走行距離	6,516km（メーター表示）
29	引渡時保管場所	新見市除雪機械車庫（新見市神郷油野地内）

- 29 車両の状況 車両前部の歪み、車体全体及び付属品に経年使用に伴う劣化・汚れ・キズ・へこみ・サビ等があります。詳しい車両の状況は、必ず下見で確認したうえで入札に参加してください。
- 30 物件の下見 下見を希望する人は、令和8年3月11日（水）17時までに新見市建設部建設課維持管理係へご連絡ください。（電話72-6131）  
下見期間は、令和8年3月12日（木）から3月13日（金）までとし、時間は9時から16時までとします。
- 31 引渡し条件 (1) 引き渡しは売払い代金納付時の現状有姿とし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。売却物件の権利転移に伴う費用や輸送費用等はすべて落札者の負担となります。  
(2) 名義変更を行った場合は車検証の写し、一時抹消登録を行った場合は、登録識別情報等通知書または一時抹消登録証明書の写しを提出してください。  
(3) 引渡し後の車両の保管は、買受人の責任において行い、路上等に放置しないでください。また、本市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出してください。  
(4) 買受人は、車両の「新見市」の文字を車両引き渡し後20日以内に塗りつぶし等により削除してください。文字がシールで貼付されているものは、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除してください。  
(5) 車両の文字の削除を行った証明として、車両の前方、左右、後方の写真を、車両引渡し後30日以内に新見市建設課維持管理係まで提出してください。

新見市公用車一般競争入札案内

コマツ WA80

新 見 市

## 一般競争入札参加案内

物件を次の要領で、一般競争入札により売り払います。買受け希望のある方はご参加ください。

### 1 競売物件（詳細は物件説明書をご覧ください）

- |     |            |              |       |
|-----|------------|--------------|-------|
| (1) | 物件名        | コマツWA80（除雪車） | 1人乗り  |
| (2) | 自動車登録番号    | 岡山100        | る 210 |
| (3) | 型式         | SB-WA053     |       |
| (4) | 初度登録年月     | 平成16年11月     |       |
| (5) | 車体の形状      | ショベル・ローダ     |       |
| (6) | 自動車検査証有効期限 | 有効期限切れ       |       |

### 2 予定価格（最低売払い価格）

¥1,100,000円（ただし、消費税を含む）

### 3 入札参加資格及び要件

入札に参加できる方は、日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人とします。ただし、入札への参加は、下見により車体の状態を確認されたうえで、令和8年3月19日（木）17時までに事前に参加申し込みをされた方に限ります。

また、次の各号に該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 市有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 入札参加手続時において、市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令167条の4第1項に該当する者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 市の行う競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて、市との契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を市との契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 新見市暴力団排除条例第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等（入札参加者が法人である場合、役員に暴力団員等が含まれている場合にも入札に参加できません。）
- (6) 入札参加者又はその役員（ウ、エ及びオについては、入札参加者の経営に事実上参加している者を含む）が、次のいずれかに該当する場合
  - ア 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の関係者（以下「暴

力団関係者」という。)であるとき、又は暴力団関係者が入札参加者の経営に事実上参加している場合

- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき
- ウ 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- オ 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき
- カ 新見市から受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届け出なかったとき

#### 4 契約条項を示す場所

契約書の見本は、新見市建設部建設課維持管理係でご覧いただけます。

#### 5 入札の日時及び場所

入札月日	時間	入札会場
令和8年3月24日(火)	受付：9時から9時45分まで 入札：10時	新見市新見310番地3 新見市役所南庁舎 3階大会議室

#### 6 入札金

入札しようとする金額とする。

#### 7 入札保証金に関すること

入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金を受付時に納付していただく必要があります。なお、落札者が納付された入札保証金は契約保証金の一部に充当します。また、落札できなかった方には入札終了後お返しします。

#### 8 入札参加に必要なもの

(1) 入札参加者が個人の方で、入札にご本人が出席される場合

- ①印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ②印鑑(①の印鑑証明書により証明された印鑑)
- ③入札保証金
- ④筆記用具

(2) 入札参加者が個人の方で、入札に代理人が出席される場合

- ①本人の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ②本人の委任状(①の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの)
- ③委任状に押印されている代理人の印鑑
- ④入札保証金
- ⑤筆記用具

(3) 入札参加者が法人で、入札に代表権のある方が出席される場合

- ①法人の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

- ②印鑑（①の印鑑証明書により証明された印鑑）
  - ③入札保証金
  - ④筆記用具
- (4) 入札参加者が法人で、入札に代理人が出席される場合
- ①法人の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
  - ②委任状（①の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）
  - ③委任状に押印されている代理人の印鑑
  - ④入札保証金
  - ⑤筆記用具

※ 入札書の用紙は当日受付でお渡しします。

#### 9 契約の締結と契約保証金の納付

落札された方は、落札決定の日から14日以内に契約を締結していただきます。契約締結の際、契約保証金（契約金額の10%以上に相当する金額の現金）を納付していただきますが、入札時に納付いただいた入札保証金をこの契約保証金の一部に充当します。

#### 10 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた残金額）は、契約締結時から30日以内に納入していただきます。

納入期限までに売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合契約保証金は市のものとなります。ただし、市が特に認めた場合は所定の遅延料を付加して納入期限を延長することがあります。

#### 11 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納されたときに、市から買受人へ移転します。ただし、この手続きに必要な経費は買受人の負担となります。名義変更を行った場合は車検証の写し、一時抹消登録を行った場合は、登録識別情報等通知書または一時抹消登録証明書の写しを提出してください。

#### 12 問い合わせ先

入札への参加を希望する人は必ず3月19日（木）17時までに新見市建設部建設課維持管理係へご連絡ください。

新見市建設部建設課維持管理係 TEL（0867）72-6131

## 新見市公用車一般競争入札条件

1 入札物件 コマツWA80（除雪車）1人乗り

2 最低売払い価格 ￥1,100,000円  
(ただし、消費税を含む)

入札は次によって行います。なお、本書に定めのない事項は地方自治法、地方自治法施行令及び新見市契約規則の定めによって処理します。

(入札の代理)

第1 代理人をもって入札に参加しようとするときは、入札前に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は2人以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は、他の入札者の代理人となることはできません。

(入札保証金)

第2 入札者は、受付時に入札保証金として、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する金額を現金により納付してください。

2 入札保証金は、落札者を除き、保証金納付時に交付した仮領収書と引き換えに、入札終了後すみやかに返還します。

3 落札者の入札保証金は、契約締結時支払の一部に充当します。

(入札書の様式及び記入方法)

第3 入札は、受付時に市が交付する所定の入札書を使用してください。

2 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入の上、（代理人による場合はこの下に代理人の住所氏名を併記の上）押印（代理人による場合は代理人印）するものとし、入札金額の記載は、算用数字を使い最初の数字の前に「¥」を記入してください。記入にあたっては、万年筆又はボールペンを使用してください。

3 入札書の文字の訂正、抹消の箇所には押印をしてください。ただし、金額の訂正はできません。

(入札の拒否及び退場命令)

第4 入札者又は、代理人が次の一に該当するときは、入札を拒否し退場を命じます。

(1) 談合をし、又はなしたと認められる場合

(2) その他不適當な事実があった場合

(提出済の入札書)

第5 提出された入札書は、書き換え、引き換え又は撤回を行うことはできません。

(入札の無効)

第6 次の各号に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加することができない者がした入札

(2) 第4に該当する者がした入札

(3) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者がした入札

(4) 代理人による入札の場合において委任状の提出をしない者がした入札

(5) 入札条件書に署名押印のない者がした入札

(6) 文字の訂正に訂正印がなく、又入札書の金額、氏名、印影及び重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

(7) 同一の入札において、同時に2以上の入札をした者の入札

(8) 2人以上の入札書を代理した者がした入札

(開札)

第7 開札は、入札者又は代理人の面前で直ちに行います。この場合、入札者又は代理者が開札時に立ち会いしていなかったことを理由に異議の申し立てをすることはできません。

(落札者の決定)

第8 入札は、予定価格以上の最高金額の者をもって落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(落札の取り消し)

第9 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消します。

(1) 落札者が指定の期間内に契約を締結しないとき。

(2) 落札後、入札参加資格に欠け又は欠けたことを発見したとき。

(3) 落札後、第6に該当する入札であったことを発見したとき。

(入札保証金の市への帰属)

第10 入札保証金は次の各号の一に該当するときは、市に帰属します。

(1) 落札者が落札を辞したとき。

(2) 第9により落札を取り消したとき。

(契約の締結)

第11 落札者は、落札決定の日から14日以内に契約を締結しなければなりません。契約を締結しない場合は、第9及び第10に定めるところにより、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。

2 契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により納付してください。なお、第2の3に定めるところにより入札保証金をこの契約保証金の一部に充当します。

3 契約は、所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印したときに成立します。

4 落札者以外の名義人とは、契約を締結しません。

(売買代金の納入)

第12 売買代金(入札保証金を差し引いた残金額)は、契約締結時に納入してください。